

知的資産経営と知的財産（第1回デザイン）

海嶺知財経営コンサルタント事務所 代表／弁理士、知的資産経営認定士、修士（経済学） 鈴木 賢一

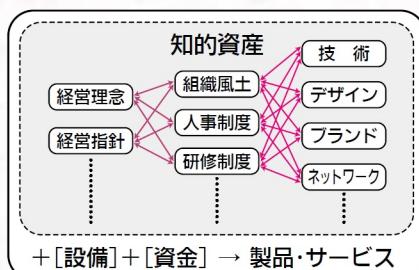
これから3回に渡り、中小企業と知的財産について考えます。この問題は製品の製造から流通まで全段階で重要です。また、知的財産と言っても技術・デザイン・ブランド・コンテンツなど様々ですが、これらは知的資産の観点から俯瞰的に捉えたいところです。

ところで、知的財産と一字違いの知的資産という言葉に皆さまは馴染みがないかもしれません。これは貸借対照表に表れない見えざる資産です。経営資源に限りがある、私たち中小企業にとって重視すべき視点です。知的資産の範囲は広く、経営理念のようなものから、それが反映された組織の仕組みや経営者及び従業員の能力、更には顧客や提携先との関係性など、そして、知的財産としての技術や信用なども含まれます。また、これらの知的資産は複雑かつ相互に影響を及ぼしあっています。この知的資産と、設備や資金などの経営資源が結び付き、お客様に提供する商品やサービスに結実します。今回のお話も知的資産という大きな枠組みで捉えてください。

なお、知的財産と知的財産権という言葉も使い分けられます。例えば、企業内で秘匿される技術情報は前者です。一方、手続きを経て特許権で守られる技術情報は後者です。そして、特許権の代償として技術情報は社会に公開されます。また、知的財産を区分する視点も様々です。創作価値か信用や競業秩序かと言う保護対象の違い、又は、産業発達か文化発展かと言う目的の違いもあります。

それでは、第一回目は創作と産業に関わる意匠法、すなわちデザインのお話です。

製品デザインは意匠権という権利で守ることができ、デザインが同じ又は似た製品を製造販売できるのは意匠権者だけです。一言で言うと、意匠法で保護されるものは工業デザインとも言われ、製品の美的外観です。意匠権は国内独占権を伴う強い権利ですので、保護を受けるための出願手続を行う前に既に社会で知られていたり、ありふれたデザインは保護されません。この保護のための条件は、新規性や創作非容易性と言われます。新規性は新しさであり未公開という意味です。創作非容易性は簡単には思い至らない鋭さや独創性の意味合いで。そのため、出願手続前に自ら公開してしまうと、新規性がなくなり保護が受けられません。もし新製品に強み



となり得るデザイン的魅力が認められる場合には、この点には十分注意し、意匠権の取得を検討してみる価値があります。

また、製品全体のデザインだけでなく、例えば、カップの取っ手の形や、電子機器の操作画面のデザインであったり、我が新製品のこの部分のユニークさこそが差別化要因であると思われるときは、そのような製品の部分に焦点を絞りデザイン保護を求める部分意匠という制度もあります。従って、製品のデザインに工夫を凝らす余地はまだまだ残っています。更には、新製品はそれを発表するタイミングも大切です。これについては、デザインが登録意匠として社会に公開される時期を調整するための秘密意匠制度が有効です。

これまで意匠権について簡単に説明をしましたが、製品はその利用シーンに見合った有用な機能価値を提供するとともに、デザインやブランドなど+αの価値でその魅力を高めています。これは、多面的な知財戦略の実践です。先に述べた知的資産の関係性からも分かるように、このような知財戦略への取り組みは、企業のセンスを磨き、企業の内外でその製品等に関わる人々の価値感の共有に役立つとともに、企業成長の源泉となる知的資産を発展させる推進力ともなります。名だたる企業が歩んでいるこの道のりも、スタートは初めの一歩からです。まずは、この始めの一歩を踏み出してみてはいかがでしょうか。



海嶺知財経営コンサルタント事務所
代表／弁理士、知的資産経営認定士、修士（経済学）

鈴木 賢一

〈経歴〉

昭和37年、福島県いわき市生まれ。大学で哲学と物理学を学んだ後、福島県庁に入庁。社会福祉・環境保護・商工

業振興・公営企業経営管理などの業務に従事する。中小企業の支援に携わる中で、これを自らのライフワークと感じ、勤務の傍ら大学院で経営学を研究するとともに、知的財産の専門家資格者である弁理士となる。港湾での公務中に東日本大震災が発生し、県の復興業務に従事した後、平成24年に弁理士事務所を開設。中小企業の知的資産経営（知財戦略）支援に加え、未来の主役である高校生等に対して知的財産の基礎知識を伝えるための知財教育活動も展開している。趣味はサーフィンや自転車。

ホームページ <http://www.kaireico.jp/>